

教育委員会提出議案

第 14 号議案

豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例の立案請求について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 26 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例の立案請求について
豊島区立学校設置条例（昭和 39 年豊島区条例第 13 号）の一部を改正するため、別
紙のとおり総務部に立案請求する。

（説 明）

豊島区立池袋第一小学校の新校舎竣工に伴い、豊島区立学校設置条例に規定する同
校の位置を仮校舎から新校舎に変更するため。

(案)

4豊教庶発第 号
令和4年4月●日

総務部長
藤田 力 様

豊島区教育委員会事務局
教育部長 兒玉 辰哉

条例の一部改正について（請求）

このことについて、下記のとおり、条例を一部改正いたしたく、立案請求いたします。

記

1. 条例名

豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例

2. 一部改正の理由

池袋第一小学校の新校舎竣工に伴い、同校が仮校舎から新校舎に移転するため。

3. 条例案の概要

豊島区立池袋第一小学校の位置を変更する。

4. 条例案の問題点

特になし

5. 施行日

令和4年9月1日

6. 財政措置の必要性

特になし

7. 区議会に付議しようとする時期

令和4年第2回定例会

8. 担当者

庶務課庶務グループ 岡崎

豊島区立学校設置条例（昭和39年条例第13号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表 (1) 小学校		<p style="text-align: center;">附 則（令和4年●月●日条例第●号） この条例は、令和4年9月1日から施行する。</p> 別表 (1) 小学校	
名称	位置	名称	位置
豊島区立仰高小学校	豊島区駒込五丁目1番19号	豊島区立仰高小学校	豊島区駒込五丁目1番19号
同 駒込小学校	同 駒込三丁目13番1号	同 駒込小学校	同 駒込三丁目13番1号
同 巢鴨小学校	同 南大塚一丁目24番10号	同 巢鴨小学校	同 南大塚一丁目24番10号
同 清和小学校	同 巢鴨三丁目14番1号	同 清和小学校	同 巢鴨三丁目14番1号
同 西巢鴨小学校	同 西巢鴨一丁目27番1号	同 西巢鴨小学校	同 西巢鴨一丁目27番1号
同 豊成小学校	同 上池袋一丁目18番24号	同 豊成小学校	同 上池袋一丁目18番24号
同 朋有小学校	同 東池袋四丁目40番1号	同 朋有小学校	同 東池袋四丁目40番1号
同 朝日小学校	同 巢鴨五丁目33番1号	同 朝日小学校	同 巢鴨五丁目33番1号
同 池袋第一小学校	同 <u>池袋本町四丁目36番1号</u>	同 池袋第一小学校	同 <u>上池袋四丁目28番1号</u>
同 池袋本町小学校	同 池袋本町一丁目43番1号	同 池袋本町小学校	同 池袋本町一丁目43番1号
同 池袋第三小学校	同 西池袋三丁目14番3号	同 池袋第三小学校	同 西池袋三丁目14番3号
同 池袋小学校	同 池袋四丁目23番8号	同 池袋小学校	同 池袋四丁目23番8号
同 南池袋小学校	同 南池袋三丁目18番12号	同 南池袋小学校	同 南池袋三丁目18番12号
同 高南小学校	同 高田二丁目12番7号	同 高南小学校	同 高田二丁目12番7号
同 目白小学校	同 目白二丁目11番6号	同 目白小学校	同 目白二丁目11番6号

同	長崎小学校	同	長崎二丁目6番3号	同	長崎小学校	同	長崎二丁目6番3号
同	要小学校	同	要町二丁目3番20号	同	要小学校	同	要町二丁目3番20号
同	椎名町小学校	同	南長崎四丁目30番5号	同	椎名町小学校	同	南長崎四丁目30番5号
同	富士見台小学校	同	南長崎一丁目10番5号	同	富士見台小学校	同	南長崎一丁目10番5号
同	千早小学校	同	千早三丁目33番5号	同	千早小学校	同	千早三丁目33番5号
同	高松小学校	同	高松二丁目57番22号	同	高松小学校	同	高松二丁目57番22号
同	さくら小学校	同	長崎六丁目16番1号	同	さくら小学校	同	長崎六丁目16番1号

○豊島区立学校設置条例

昭和39年3月26日

条例第13号

改正 昭和39年11月27日条例第43号

昭和40年12月22日条例第33号

昭和41年10月22日条例第23号

昭和43年7月15日条例第17号

昭和43年12月26日条例第30号

昭和44年3月22日条例第12号

昭和44年12月10日条例第38号

昭和45年3月31日条例第11号

昭和48年3月15日条例第10号

平成元年7月20日条例第37号

平成元年10月20日条例第45号

平成10年7月17日条例第24号

平成12年11月1日条例第69号

平成13年7月13日条例第54号

平成14年7月9日条例第27号

平成15年7月7日条例第30号

平成16年6月28日条例第37号

平成21年12月14日条例第58号

平成24年3月23日条例第18号

平成25年12月9日条例第51号

平成28年7月12日条例第38号

平成28年12月13日条例第54号

令和元年7月9日条例第8号

令和元年12月10日条例第26号

令和4年7月●日条例第●号

(設置)

第1条 豊島区に学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づき、小学校および中学校（以下「区立学校」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 区立学校の名称および位置は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、豊島区教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 従前の豊島区立学校は、この条例による豊島区立学校となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (昭和39年11月27日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年11月1日から適用する。

附 則 (昭和40年12月22日条例第33号)

この条例は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則 (昭和41年10月22日条例第23号)

この条例は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則 (昭和43年7月15日条例第17号)

この条例は、昭和43年8月1日から施行する。

附 則 (昭和43年12月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年12月1日から適用する。

附 則 (昭和44年3月22日条例第12号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年12月10日条例第38号)

この条例は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月31日条例第11号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月15日条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年7月20日条例第37号)

この条例は、平成元年8月14日から施行する。

附 則 (平成元年10月20日条例第45号)

この条例は、平成元年11月27日から施行する。

附 則 (平成10年7月17日条例第24号)

この条例中、第1条の規定は平成11年4月1日から、第2条の規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成14年教委規則第1号で平成14年4月1日から施行)

附 則 (平成12年11月1日条例第69号)

この条例中、第1条の規定は平成13年4月1日から、第2条の規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第5号で平成16年4月1日から施行)

附 則 (平成13年7月13日条例第54号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月9日条例第27号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月7日条例第30号)

この条例中、第1条の規定は平成16年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から、第3条の規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成18年教委規則第2号で平成18年4月1日から施行)

附 則 (平成16年6月28日条例第37号)

この条例中、第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成18年教委規則第3号で平成18年4月1日から施行)

附 則 (平成21年12月14日条例第58号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第18号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成24年教委規則第6号で第1条の規定の施行期日は、平成24年7月22日から、第2条の規定の施行期日は、同年8月6日から施行)

附 則 (平成25年12月9日条例第51号)

この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成26年教委規則第8号で平成26年8月27日から施行)

附 則 (平成28年7月12日条例第38号)

この条例中第1条の規定は平成28年8月27日から、第2条の規定は教育委員会規則で定

める日から施行する。

(平成28年教委規則第11号で平成29年1月1日から施行)

附 則 (平成28年12月13日条例第54号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月9日条例第8号)

この条例は、令和元年8月27日から施行する。

附 則 (令和元年12月10日条例第26号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年●月●日条例第●号)

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

別表

(昭39条例43・昭40条例33・昭41条例23・昭43条例17・昭43条例30・昭44条例12・昭44条例38・昭45条例11・昭48条例10・平元条例37・平元条例45・平10条例24・平12条例69・平13条例54・平14条例27・平15条例30・平16条例37・平21条例58・平24条例18・平25条例51・平28条例38・平28条例54・令元条例8・令元条例26・一部改正・令4条例●・一部改正)

(1) 小学校

名称	位置
豊島区立仰高小学校	豊島区駒込五丁目1番19号
同 駒込小学校	同 駒込三丁目13番1号
同 巣鴨小学校	同 南大塚一丁目24番10号
同 清和小学校	同 巣鴨三丁目14番1号
同 西巣鴨小学校	同 西巣鴨一丁目27番1号
同 豊成小学校	同 上池袋一丁目18番24号
同 朋有小学校	同 東池袋四丁目40番1号
同 朝日小学校	同 巣鴨五丁目33番1号
同 池袋第一小学校	同 <u>上池袋四丁目28番1号</u>
同 池袋本町小学校	同 池袋本町一丁目43番1号
同 池袋第三小学校	同 西池袋三丁目14番3号
同 池袋小学校	同 池袋四丁目23番8号
同 南池袋小学校	同 南池袋三丁目18番12号

同	高南小学校	同	高田二丁目12番7号
同	目白小学校	同	目白二丁目11番6号
同	長崎小学校	同	長崎二丁目6番3号
同	要小学校	同	要町二丁目3番20号
同	椎名町小学校	同	南長崎四丁目30番5号
同	富士見台小学校	同	南長崎一丁目10番5号
同	千早小学校	同	千早三丁目33番5号
同	高松小学校	同	高松二丁目57番22号
同	さくら小学校	同	長崎六丁目16番1号

(2) 中学校

名称	位置
豊島区立駒込中学校	豊島区駒込四丁目5番1号
同 巣鴨北中学校	同 西巣鴨三丁目17番1号
同 西巣鴨中学校	同 南大塚三丁目18番1号
同 池袋中学校	同 池袋本町一丁目43番1号
同 西池袋中学校	同 西池袋四丁目7番1号
同 千登世橋中学校	同 目白一丁目1番1号
同 千川中学校	同 高松一丁目9番21号
同 明豊中学校	同 長崎五丁目31番29号

豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

豊島区立学校設置条例（昭和39年豊島区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中

「

同	池袋第一小学校	同	池袋本町四丁目36番1号
---	---------	---	--------------

」を

「

同	池袋第一小学校	同	上池袋四丁目28番1号
---	---------	---	-------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。